印 旛 利 根 Ш 水 防 事 務 組 合 規 約 昭 和 三 + 九 年 匹 月 + 三 日 千 葉 県 指 令 第千  $\dot{\Xi}$ 百

> 八 +

> 兀 号)

改 正 昭 和 兀 十 年 規 約 第 号

改 正 昭 和 兀 + 兀 年 規 約 第 号)

改 正 昭 和 几 + 六 年 規 約 第 号)

正 昭 和 兀 + 九 年 規 約 第 号)

改

正 昭 和 五 + 年 規 約 第 号)

改改 昭

正 和 五 + 年 規 約 第 号)

正 正 平 昭 成 和 五. 八 + 六 年 年 規 規 約 約 第 第 号) 号)

改改改 正 平 成 + 三 年 規 約 第 号)

改改 正 平 成 + 九 年 規 約 第 号)

正 平 成 + 年 規 約 第 号

第 章 総 則

組 合 を 組 織 る 地 方 公 寸

条 本 組 合 す は 成 田 市 佐 共 倉 市、 体 栄 町、 白 井 市

第

関

係

市

町

と

1

う <u>。</u>

をも

つ

て

組

織

す

る。

酒

Þ

井

町

八

千

代

市

几

街

道

市

印

西

市

 $\mathcal{O}$ 六 市

町

以下

第

条

本

組

合

は

印

旛

利

根

Ш

水

防

事

務

組

合

と

1

う

組

合

 $\mathcal{O}$ 

名

称

組 合  $\mathcal{O}$ 共 同 処 理 す る 事 務

第 条 本 組 合 は 利 根 Ш 右 岸 0) 水 防 に 関 す る 切  $\mathcal{O}$ 事 務 及 び 水 害 防 御  $\mathcal{O}$ 作 業 を 共 同 処 理 す る。

る。

2 本 組 合  $\mathcal{O}$ 水 防 を 行 う 区 域 は 別 表 第  $\mathcal{O}$ لح お ŋ لح す

組 合  $\mathcal{O}$ 事 務 所  $\mathcal{O}$ 位 置

第 兀 条 本 組 合  $\mathcal{O}$ 事 務 所 は 印 旛 郡 栄 町 生 板 鍋 子 新 田  $\mathbb{Z}$  $\bigcirc$ 番 地 0 七 栄 町 消 防 本 部 内 に 置 く。

第 章 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙  $\mathcal{O}$ 方 法

(議員の定数)

第 五. 条 本 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 定 数 は + 六 人 と す る

(議員の選挙の方法)

第 に 六 関 条 L 学 本 組 識 経 合 験  $\mathcal{O}$ が 議 あ 会 ŋ  $\mathcal{O}$ 議 か 員 は 0 熱 関 意 係 が 市 あ 町 る  $\mathcal{O}$ と 議 認 会 8 に 5 お れ 1 て る 当 ŧ 該  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 市 中 町 か  $\mathcal{O}$ 5 議 別 会 表  $\mathcal{O}$ 第 議 員 に  $\mathcal{O}$ 掲 被 げ 選 る 挙 数 権  $\mathcal{O}$ を 組 有 す 合 る  $\mathcal{O}$ 者 議 会 で 0) 水 防 議

員を選挙する。

2 前 項  $\mathcal{O}$ 場 合 に お 11 て は 当 該 市 町  $\mathcal{O}$ 長  $\mathcal{O}$ 推 薦 L た 者  $\mathcal{O}$ 中 カ 5 選 挙 す る \_ لح が で き る。 た だ L 当 該 市 町  $\mathcal{O}$ 

超えてはならない。

長

が

推

薦

L

た

者

 $\mathcal{O}$ 

中

か

5

選

挙

さ

n

る

議

員

 $\mathcal{O}$ 

数

は

当

該

市

町

 $\mathcal{O}$ 

議

会

に

お

1

て

選

挙

さ

れ

る

議

員

 $\mathcal{O}$ 

数

 $\mathcal{O}$ 

分

0

を

1

3 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員 は 地 方 公 共 寸 体 0) 長 及 び 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 重 任 を 妨 げ な

(組合の議会の議員の任期)

第 七 条 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 任 期 は 兀 年 لح す る

2 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 任 期  $\mathcal{O}$ 起 算 は 当 選 人  $\mathcal{O}$ 告 示  $\mathcal{O}$ 日 か 5 لح す る

議 員 中 に 欠 員 を 生 U た 場 合 は 欠 員 لح な 0 た 議 員 を 選 出 L た 関 係 市 町 に お 11 て 補 欠 選 挙 を 行 わ な け れ ば

ならない。

3

4 補 欠 議 員  $\mathcal{O}$ 任 期 は 前 任 者  $\mathcal{O}$ 残 任 期 間 لح す る

(選挙の結果の告示等)

第 八 条 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 議 員  $\mathcal{O}$ 選 挙 を 終 了 L た لح き は 関 係 市 町  $\mathcal{O}$ 長 は 直 5 に そ  $\mathcal{O}$ 結 果 を 管 理 者 に 報 告 L な け れ

ばならない。

2 管 理 者 は 前 項  $\mathcal{O}$ 報 告 を 受 け た とき は 直 5 に 当 選 者 に 当 選  $\mathcal{O}$ 旨 を 告 知 す る と と ŧ に、 当 選 者  $\mathcal{O}$ 住 所 氏

名

を

告 示 L な け れ ば な 6 な 11

第  $\equiv$ 章 組 合  $\mathcal{O}$ 執 行 機 関  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 選 任  $\mathcal{O}$ 方 法

組 合  $\mathcal{O}$ 執 行 機 関  $\mathcal{O}$ 組 織 及 CK 選 任  $\mathcal{O}$ 方 法

第 九 条 本 組 合 に 管 理 者 副 管 理 者 及  $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$ 会 計 管 理 者 各 人 を 置

2 管 理 者 は 関 係 市 町 長  $\mathcal{O}$ 内 カン 5 ے n を 互 選 す る

3 副 管 理 者 は 本 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 7 管 理 者 が 任 免 す る

4 会 計 管 理 者 は 管 理 者  $\mathcal{O}$ 属 す る 関 係 市 町  $\mathcal{O}$ 会 計 管 理 者 を ŧ 0 て 充 7 る。

監 查 委 員 5

第

項

に

定

 $\otimes$ 

る

者

を

除

<

ほ

カコ

本

組

合

12

職

員

人

を

置

き、

管

理

者

が

れ

を

任

免

す

る。

第 + 条 本 組 合 に 監 査 委 員 <u>=</u> 人 を 置 く。

2 監 查 委 員 は 管 理 者 が 組 合  $\mathcal{O}$ 議 会  $\mathcal{O}$ 同 意 を 得 て、 組 合  $\mathcal{O}$ 議 員 及 び 人 格 が 高 潔 で、 地 方 公 共 寸 体  $\mathcal{O}$ 財 務 管 理 カュ

そ れ ぞ れ 人 づ 9 選 任 す る

事

業

 $\mathcal{O}$ 

経

営

管

理

そ

 $\mathcal{O}$ 

他

行

政

運

営

12

関

L

優

n

た

識

見

を

有

す

る

者

。 以

下

識

見

を

有

す

る

者

لح

1

う。

 $\mathcal{O}$ 

中

5

3 監 查 委 員  $\mathcal{O}$ 任 期 は 議 員  $\mathcal{O}$ 中 か 5 選 任 さ n た 者 に あ 0 て は 議 員  $\mathcal{O}$ 任 期 に ょ る ŧ  $\mathcal{O}$ と 識 見 を 有 す る 者  $\mathcal{O}$ 

か 6 選 任 さ n た 者 に あ 0 て は 兀 年 と す る。

中

第 兀 章 組 合 経 費  $\mathcal{O}$ 支 弁  $\mathcal{O}$ 方 法

組 合 経 費  $\mathcal{O}$ 支 弁  $\mathcal{O}$ 方 法

第 + <del>---</del> 条 本 組 合 に 要 す る 経 費 は 関 係 市 町  $\mathcal{O}$ 分 賦 金 及 び そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 収 入 を Ł 0 て ک れ 12 充 7 る。

2 前 項 に 規 定 す る 関 係 市 町  $\mathcal{O}$ 分 賦 金 は 别 表 第  $\equiv$ に 掲 げ る 受 益 区 域 割 人  $\Box$ 割 及 び 平 等 割 とし て 組 合 0 議

会  $\mathcal{O}$ 議 決 を 経 7 管 理 者 が 定  $\Diamond$ る

3 関 係 市 町 に 分 賦 さ れ た 経 費  $\mathcal{O}$ 納 期 は 毎 年 五. 月 末 日 ま で と す る

八  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 千 規 規 附 附 代 約 約 町 則 則

は 許 可  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 施 行 す る。

し、 は を 許 八 可 千  $\mathcal{O}$ 代 日 市 か لح 5 す 施 る 行 規 す 定 る 並 た  $\mathcal{U}$ に だ し、 市 八 白 ケ 井 町 村 村 を を 白 三 井 市 町 と 七 す ケ る 町 村 規 と 定 す は る 規 昭 和 定 三 は + 昭 九 年 和 几 九 + 月 \_\_ 年 日 カゝ 月 5 適

日

用

附 則 カゝ

5

適

用

す

る

۲  $\mathcal{O}$ 規 約 は 許 可  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 L 昭 和 兀 + 兀 年 兀 月 \_\_ 日 カュ 5 適 用 す

る

附 則

۲  $\mathcal{O}$ 規 約 は 千 葉 県 知 事 許 可  $\mathcal{O}$ 日 カゝ 5 施 行 し、 昭 和 兀 + 六 年 兀 月 日 カゝ 5 適 用 す る。

附 則

ک

 $\mathcal{O}$ 規 約 は 千 葉 県 知 事 許 可  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 し、 昭 和 兀 + 九 年 兀 月 日 か 5 適 用 す る

附 則

施 行 期 日

 $\mathcal{O}$ 規 約 は 千 葉 県 知 事 許 可  $\mathcal{O}$ 日 カン 5 施 行 し、 昭 和 五. + 年 兀 月 日 か 5 適 用 す

る。

附 則

施 行 期 日

 $\mathcal{O}$ 規 約 は 千 葉 県 知 事 許 可  $\mathcal{O}$ 日 か 5 施 行 し、 昭 和 五. +  $\equiv$ 年 兀 月 日 カコ 5 適

用

す

る。

附 則

 $\overset{\sim}{\smile}$  $\mathcal{O}$ 規 約 は 昭 和 五 + 六 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る

附 則

1 施 行 期 日

 $\mathcal{O}$ 規 約 は 平 成 八 年 兀 月 <del>\_\_</del> 日 か 5 施 行 す

る。

経 過 措 置

2  $\mathcal{O}$ 規 約 条  $\mathcal{O}$ 施 項 行  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 際、 規 現 に 在 選 職 任 す る 監 れ 査 監 委 員 査 委 は 員 そ とみ  $\mathcal{O}$ 任 期 す。 満 了 ま で  $\mathcal{O}$ 間、 改

附 則 規

約

第

十

第

定

に

ょ

ŋ

さ

た

な

正 後

 $\mathcal{O}$ 

印

旛

利 根 Ш

水

防 事

務

組

合

ک  $\mathcal{O}$ 規 約 は 平 成 十三 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。

附 則

ک  $\mathcal{O}$ 規 約 は 平 成 + 九 年 兀 月 日 か 5 施 行 す る。

附 則

ک  $\mathcal{O}$ 規 約 は 平 成二 十 二 年 兀 月 日 カュ 5 施 行 す

る。

附 則

施 行 期 日

 $\mathcal{O}$ 規 約 は 千 葉 県 知 事  $\mathcal{O}$ 許 可  $\mathcal{O}$ あ 0 た 日 か 5 施 行 す る。

経 過 措 置 1

2

平

成二十二年

度

 $\mathcal{O}$ 

分

賦

金

に

関する改

正

後

 $\mathcal{O}$ 

別

表

第三印

西

市

 $\mathcal{O}$ 

項 0

規

定 0) 適

用

に 0

1

て

は、

同 項

中

常

住

人

とあ る 0 は、「 印 西 市 印旛 村 及 び 本 · 埜 村 0) 常 住 人口」 とする。

- 5 -

| 印   | 四街       | 八千       | 酒々       | 白        | 栄        | 佐        | 成        | 1 H |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----|
| 西   | 道        | 代        | 井        | 井        |          | 倉        | 田        | 町   |
| 市   | 市        | 市        | 町        | 市        | 町        | 市        | 市        | 名   |
|     |          |          |          |          |          |          |          | 平   |
| 1   | <u> </u> | 等   |
|     |          |          |          |          |          |          | 人        | 割   |
|     |          |          |          |          |          |          |          | 受   |
| 1_1 |          | 1        |          |          | <u>-</u> | 1 1      | 1        | 益   |
|     |          |          |          |          |          |          | 人        | 割   |
|     |          |          |          |          |          |          |          | 選   |
|     |          |          |          |          |          |          |          | 出   |
| =   |          | <u> </u> |          |          | =        | =        | <u>-</u> | 議   |
|     |          |          |          |          |          |          |          | 員   |
|     |          |          |          |          |          |          | 人        | 数   |
|     | ĺ        |          | ĺ        | ĺ        | ĺ        |          |          |     |

|                   | 利根川右岸              |                      | 河川名  |
|-------------------|--------------------|----------------------|------|
| 堤防延長K数 一〇K九四一m四五㎝ | 千葉県印旛郡栄町矢口地先(横提)まで | 千葉県印西市木下地先(旧手賀沼圦樋)から | 水防区域 |

別表第二

| 酒   白  |   | 栄              | 佐 | 成   | 市         |
|--|---|----------------|---|---|-----------|
| 井  | 井   |                | 倉 | 田   | 町         |
| 町  | 市   | 町              | 市 | 市   | 名         |
| 平<br>人<br>等<br>口<br>数<br>基<br>区<br>域<br>割<br>割 | 平人受益等口域割割   | 平 人 受益 区 域 割 割 | 域 | 平 人 受益 区 域 割 割  | 分         |
| 総九当六   | 平等割総額の八分の一前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額単価を乗じて得た額単価を乗じて得た額が出て、三一一五ヘクタールに付、耕地〇、一ヘクタール当たりの | 平等割総額の八分の一     |   | 平等割総額の八分の一前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額が当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額料地三八二.二五ヘクタール、住家九二棟に付、耕地〇.一ヘクター | 賦 金 の 割 合 |

|            | F                         | П                           |                                 |            | П                         | П        |                                 |            |                           | (        |                                 |  |
|------------|---------------------------|-----------------------------|---------------------------------|------------|---------------------------|----------|---------------------------------|------------|---------------------------|----------|---------------------------------|--|
| 印          |                           |                             | 四                               |            |                           |          |                                 |            |                           |          |                                 |  |
| 西          |                           |                             | 街                               |            |                           | 千        |                                 |            |                           |          |                                 |  |
|            | <u>P</u>                  | 딬                           |                                 | 道          |                           |          | 代                               |            |                           |          |                                 |  |
|            | _                         |                             |                                 |            | _                         | La       |                                 |            |                           |          |                                 |  |
| 平          |                           | <del>]</del>                | 受                               | 平          |                           | <u></u>  | 受                               | 平          |                           | <u>†</u> | 巫                               |  |
|            |                           |                             | 益                               |            |                           |          | 益                               |            | 八                         |          | 受益                              |  |
| 等          | 口                         |                             | 区域                              | 等          | 口                         |          | 区域                              | 等          | 口                         |          | 区域                              |  |
| 割          | 割                         |                             | 割                               | 割          | 割                         |          | 割                               | 割          | 割                         |          | 割                               |  |
| 平等割総額の八分の一 | 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 | ヘクタール当たり及び住家一棟当たりの単価を乗じて得た額 | 耕地一四九二.〇二〇二ヘクタール、住家八三四棟に付、耕地〇.一 | 平等割総額の八分の一 | 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 | 価を乗じて得た額 | 耕地六六.八〇二ヘクタールに付、耕地〇.一ヘクタール当たりの単 | 平等割総額の八分の一 | 前年の九月三十日現在の常住人口に単価を乗じて得た額 | を乗じて得た額  | 耕地二八八.四ヘクタールに付、耕地〇.一ヘクタール当たりの単価 |  |